

告 示

埼玉県告示第八百十二号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

令和四年七月二十日から令和五年三月三十一日まで